

村上市全国大会出場激励金交付要綱（平成22年村上市教育委員会告示第8号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">村上市<u>全国大会等</u>出場激励金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新潟県等の代表としてスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する選手及び代表監督等に対し、予算の範囲内において激励金を交付することについて、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。_____）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p>第2条 激励金の交付対象者は、大会の開催要項等により登録する以下の選手、監督、コーチ、マネージャー等（以下「選手等」という。）とする。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>村上市出身の学生であり、かつ、その保護者が村上市に住所を有する者</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に認めた者</u></p> <p><u>(交付対象大会)</u></p> <p>第3条 激励金の対象となる大会は、次に定めるとおりとする。ただし、<u>交流、親睦又は営利を目的としている大会は、対象としない。</u></p>	<p style="text-align: center;">村上市<u>全国大会</u> 出場激励金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新潟県等の代表としてスポーツ<u>競技会</u> _____に出場する選手及び代表監督等に対し、予算の範囲内において激励金を交付することについて、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。<u>以下「規則」という。</u>）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p>第2条 激励金の交付対象者は、<u>村上市に住所地を有する者、村上市の競技団体に所属する者及び村上市内の学校に在学する児童生徒とする。ただし、村上市各種大会出場選手派遣旅費等補助金の交付を受けているものは除くものとする。</u></p> <p>2 <u>代表選手は補員も含むものとする。代表監督は、県競技団体等が当該大会出場に指定した監督及びコーチとする。</u></p> <p>3 <u>その他市長が特に認めた者</u></p> <p><u>(交付対象競技会)</u></p> <p>第3条 <u>対象競技会は、県内選考会等を経て出場する全国大会以上のスポーツ競技大会及び選考大会とする。（フリー参加できる競技大会等</u></p>

(1) 県大会、ブロック大会の選考会又は予選会を経て新潟県の代表又はこれと同等以上の者（大会主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する全国規模の大会

(2) 国内の選考会又は予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上の者（大会主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会

（激励金の交付の制限）

第4条 同一の大会に複数種目で出場する場合は、激励金は重複して交付しない。

2 同一大会において団体種目及び個人種目に出場する場合は、激励金は重複して交付しない。

3 同一の個人が選手等を兼任して出場する場合は、激励金は重複して交付しない。

4 激励金の交付は、同一年度において、同一交付者につき3回までに限る。ただし、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会又はスペシャルオリンピックス世界大会（以下「オリンピック競技大会等」という。）は除く。

（激励金交付額）

第5条 激励金の1人当たりの交付額は次 _____

(1) 全国大会に出場する選手等 10,000円

は除く。）

2 対象競技会は、国又は日本体育協会、種目別団体の全日本組織、小学校、中学校若しくは高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟等、教育団体又は各種体育、スポーツ関係団体若しくは健康づくりを目的とする団体又は法人等が主催する全国規模以上の大会とする。

（追加）

（激励金交付額）

第4条 激励金の_____交付額は別表のとおりとする。ただし、国際大会等への出場激励金については、別途教育委員会で協議して決定する。

（追加）

(2) 国内で開催される国際大会に出場する選手等 20,000円

(3) 国外で開催される国際大会に出場する選手等 30,000円

(4) オリンピック競技大会等に出場する選手等 100,000円

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、激励金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し申請 しなければならない。

2 申請は交付対象者本人が行うものとする。ただし、その本人が未成年の場合は、その保護者が申請しなければならない。

3 団体として出場する場合は、所属団体長が代表して申請することができる。

4 激励金の交付を受けようとする者は、原則として激励金交付申請書を大会が開催される前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により激励金の交付を決定したときは、速やかに激励金を支給するものとする。

(実績報告)

第8条 市長は、前条の規定により激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに実績報告書(様式第2号)に、必要書類を添えて市長に

(追加)

(追加)

(追加)

(交付申請)

第5条 激励金_____を受けようとする者は、原則的に所属長名で激励金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を提出しなければならない。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(実績報告)

第6条 (追加)

提出しなければならない。

2 (略)

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者又は交付対象者が次のいずれかに該当するとき
は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 大会が中止になったとき。

(2) 大会に出場できなかったとき。

(3) 激励金の交付申請又は実績報告に関し、虚偽又は不正があったと
き。

(激励金の返還)

第10条 市長は、前条各号の規定に基づき激励金の交付決定を取り消し
た場合において、取消しに係る部分に関し、既に激励金が支払われて
いるときは、期限を定めて、返還を請求するものとする。

(その他)

第11条 (略)

(削る)

(略)

(追加)

(追加)

(その他)

第7条 (略)

別表 (第4条関係)

<u>区分</u>	<u>激励金の額</u>	<u>備考</u>
<u>個人</u>	<u>5,000円</u>	<u>個人若しくはペア及び団体に出場する 個人</u>
<u>団体</u>	<u>20,000円</u>	<u>第2条による対象者で構成される5人 以内の団体</u>

<p><u>様式第1号（第6条関係）</u> （略）</p> <p><u>様式第2号（第8条関係）</u> （略）</p>	<table border="1" data-bbox="1160 268 2004 379"> <tr> <td data-bbox="1160 268 1317 379"></td> <td data-bbox="1317 268 1512 379">30,000円</td> <td data-bbox="1512 268 2004 379"><u>第2条による対象者で構成される6人以上の団体</u></td> </tr> </table> <p><u>※団体の人数には、補員も含むものとする。</u></p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u> （略）</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> （略）</p>		30,000円	<u>第2条による対象者で構成される6人以上の団体</u>
	30,000円	<u>第2条による対象者で構成される6人以上の団体</u>		